



# 宮 崎 県 公 報

平成21年 5 月29日 (金曜日) 号外 第 38 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

条 例	頁
○職員給与に関する条例の一部を改正する条例…… (人事課) 1	○議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 5

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会報告等を踏まえ、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の一部凍結等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◎ 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第27号)

1 改正の理由及び主な内容

特別職の国家公務員等に準じて、平成21年6月に支給する本県特別職の期末手当の一部凍結を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第26号

##### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与)	(給与)
第2条 この条例で給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当 (第6条の2の2の規定による手当を含む。第8条の12において同じ。)、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当、期末特別手当、義務教育等教員特別手当及び寒冷地手当</u> をいう。	第2条 この条例で給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当 (第6条の2の2の規定による手当を含む。第8条の12において同じ。)、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び寒冷地手当</u> をいう。
(期末手当)	(期末手当)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にお	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にお

いては 100分の 140、12月に支給する場合においては 100分の 160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては 100分の 120、12月に支給する場合においては 100分の 140を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 140」とあるのは「100分の75」と、「100分の 160」とあるのは「100分の85」と、「100分の 120」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第8条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては 100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては 100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(期末特別手当)

第8条の5 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第3条第5項に規定する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条

いては 100分の 140、12月に支給する場合においては 100分の 160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（第3条第5項に規定する職員を除く。）でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4において「特定管理職員」という。）にあっては6月に支給する場合においては 100分の 120、12月に支給する場合においては 100分の 140を乗じて得た額、第3条第5項に規定する職員にあっては6月に支給する場合においては 100分の75、12月に支給する場合においては 100分の90を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 140」とあるのは「100分の75」と、「100分の 160」とあるのは「100分の85」と、「100分の 120」とあるのは「100分の65」と、「100分の75」とあるのは「100分の40」と、「100分の90」とあるのは「100分の50」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第8条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の72.5（特定管理職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては 100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては 100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

第8条の5 削除

第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で第3条第5項に規定する職員であったもの（第9条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ任命権者が人事委員会規則の定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の85」と、「100分の175」とあるのは「100分の95」とする。

4 第2項の任命権者が人事委員会規則の定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において法第29条第1項の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。

5 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

7 第8条の2及び第8条の3の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第8条の2中「前条第1項」とあるのは「第8条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第8条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第8条の11 第4条から第5条の4まで、第5条の8、第6条、第6条の7から第7条まで、第8条及び第8条の4の規定は、第3条第5項に規定する職員には適用しない。

2・3 [略]

（管理職手当等の支給方法）

第8条の12 管理職手当、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（退職者の給与）

第9条の2 [略]

（特定の職員についての適用除外）

第8条の11 第4条から第5条の4まで、第5条の8、第6条及び第6条の7から第7条までの規定は、第3条第5項に規定する職員には適用しない。

2・3 [略]

（管理職手当等の支給方法）

第8条の12 管理職手当、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（退職者の給与）

第9条の2 [略]

- 2 職員が教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第17号）において準用される場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除き、結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4・5 [略]
- 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第8条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第8条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第8条の2及び第8条の3の規定を準用する。この場合において、第8条の2中「前条第1項」とあるのは、「第9条の2第6項」と読み替えるものとする。

附 則

- 11 [略]

- 2 職員が教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第17号）において準用される場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除き、結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4・5 [略]
- 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第8条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第8条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第8条の2及び第8条の3の規定を準用する。この場合において、第8条の2中「前条第1項」とあるのは、「第9条の2第6項」と読み替えるものとする。

附 則

- 11 [略]

12 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第8条第2項及び第3項並びに第8条の4第2項の規定の適用については、第8条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「「100分の75」とあるのは「100分の40」とあるのは「「100分の70」とあるのは「100分の35」と、第8条の4第2項第1号ア中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の82.5」と、同号イ中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号ア中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、同号イ中「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(期末手当及び勤勉手当に係る人事委員会の勧告等)
- 2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後速やかに、人事委員会において、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を議会及び知事に同時に勧告するものとする。

この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下この表において「新給与条例」という。）附則第12項の規定による読替え	新給与条例附則第12項の規定による読替え後の新給与条例第8条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む
---	---

前の新給与条例第 8 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	。）
新給与条例附則第 12 項の規定による読替え前の新給与条例第 8 条の 4 第 2 項	新給与条例附則第 12 項の規定による読替え後の新給与条例第 8 条の 4 第 2 項

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年宮崎県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（一般の派遣職員の給与） 第 4 条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第 8 条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、 <u>期末手当及び期末特別手当</u> のそれぞれ 100 分の 70 を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、 <u>期末手当及び期末特別手当</u> のそれぞれ 100 分の 70 を超え 100 分の 100 以内を支給することができる。	（一般の派遣職員の給与） 第 4 条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第 8 条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び <u>期末手当</u> のそれぞれ 100 分の 70 を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当 <u>及び期末手当</u> のそれぞれ 100 分の 70 を超え 100 分の 100 以内を支給することができる。
2・3 [略]	2・3 [略]

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 4 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第 7 条 [略] 2 [略] 3 職員の給与に関する条例第 8 条の 5 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る <u>期末特別手当を支給する。</u>	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第 7 条 [略] 2 [略]

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年宮崎県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（派遣職員の給与） 第 4 条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第 7 条までにおいて同じ。）のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、 <u>期末特別手当及び寒冷地手当</u> のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。	（派遣職員の給与） 第 4 条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第 7 条までにおいて同じ。）のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 5 月 29 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 27 号

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（議会の議員の給与等に関する条例の一部改正）

第 1 条 議会の議員の給与等に関する条例（昭和31年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 [略]	附 則 3 [略] <u>4 平成21年6月に支給する議会の議員の期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。</u>

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 2 条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年宮崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 [略]	附 則 2 [略] <u>3 平成21年6月に支給する知事等の期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。</u>

（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 3 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>この条例は、昭和31年10月1日から施行する。</u>	附 則 <u>1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。</u> <u>2 平成21年6月に支給する常勤の監査委員の期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。</u>

（企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 4 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 6 [略]	附 則 6 [略] <u>7 平成21年6月に支給する企業局長の期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。</u>

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第 5 条 教育長の給与等に関する条例（平成12年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 [略]	附 則 2 [略] <u>（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）</u> <u>3 平成21年6月に支給する教育長の期末手当に関する第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。</u>

（病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 6 条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</u>	附 則 <u>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</u> <u>2 平成21年6月に支給する病院局長の期末手当に関する第4条第</u>

1 項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

